

シニアワーキングさっぽろ 2020 開催業務 企画提案実施要領

1 業務名

シニアワーキングさっぽろ 2020 開催業務

2 提出書類

- (1) 企画提案意思確認書(企画提案様式2)
- (2) 企画提案提出書(企画提案様式3)
- (3) 企画提案書(A4判、詳細は「11 企画提案書の提出」を参照のこと)・・・12部

3 業務内容

シニアワーキングさっぽろ 2020 開催業務企画提案仕様書のとおり

4 業務委託期間

契約締結日から 2021 年 3 月 26 日(金)まで

5 事業費

12,700 千円を限度とする。(消費税及び地方消費税額を含む。)

6 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者(以下、「受託者」という。)は、企画提案(プロポーザル)方式により選定する。
- (2) 応募のあった事業者(団体等を含む。)の企画提案書を、「シニアワーキングさっぽろ 2020 開催業務企画競争実施委員会」(以下、「実施委員会」という。)において審査のうえ(企画提案書の提出者が5者以上の場合は、書面審査を実施し上位4者を選定)、1者を選定する。

7 応募資格

- (1) 応募者の範囲
この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO 法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人(以下「企業等」という。)とする。
- (2) 応募者の条件
次の全ての条件に該当する企業等のみ、応募することができる。
 - ア 札幌市内に活動拠点(本社又は営業所等)を有しているもの
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないもの
 - ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
 - エ 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加者名簿登載者であるもの
 - オ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
 - カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
 - キ 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされているもの又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされているもの(手続き開始の決定後のものは除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
 - ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの)に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの

- ケ 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しないもの
- コ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しないもの
- サ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

- (3) 共同企業体(JV)の参加について
複数企業による共同企業体(JV)での応募は認めない。

8 企画提案に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公示 2020年4月20日(月)
- (2) 実施に関する質問の受付 2020年4月20日(月)~4月27日(月)
- (3) 企画提案意思確認書の提出締切日 2020年5月1日(金)
- (4) 企画提案書の提出締切日 2020年5月11日(月)

企画提案書の提出者が5者以上の場合、企画提案書の書面審査(1次審査)を実施することとし、結果については、企画提案書の提出者に2020年5月15日(金)付で通知を行う。

5者未満の場合は書面審査を実施せず、プレゼンテーションの開始時間等についての通知を行う。

- (5) 【5者以上の場合】企画提案書の書面審査 2020年5月14日(木)
- (6) 【5者以上の場合】書面審査の結果通知 2020年5月15日(金)
- (7) プレゼンテーションの実施 2020年5月21日(木)
- (8) 選定事業者の発表 2020年5月25日(月)
- (9) 契約締結予定日 2020年6月12日(金)

9 事業に関する質問受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問については、「質問書」(企画提案様式1)にて行うこと。電子メールまたはFAXで「質問書」を受け付ける。質問内容を簡潔に記載するほか、件名は「シニアワーキングさっぽろ開催業務 企画提案に係る質問について」とすること。

- (1) 質問受付
 - ア 受付期間
2020年4月20日(月)~4月27日(月) 16:00【必着】
 - イ 提出先
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階南側)
 - ウ 提出方法
 - (ア) 電子メール：koyou@city.sapporo.jp
 - (イ) FAX番号：011-218-5130

- (2) 回答
質問に対する回答は、札幌市ホームページに掲載する(掲載予定日：2020年4月28日(火))。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間以外での質問に対しては、回答しない。

10 企画提案への参加意思確認書

企画提案への参加を希望する事業者は以下のとおり、企画提案意思確認書(企画提案様式2)を提出すること。

- (1) 提出期限
2020年5月1日(金) 16:00【必着】
- (2) 提出方法
直接提出とする。
- (3) 提出先
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階南側)
- (4) その他
企画提案意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

11 企画提案書の提出

- (1) 提案内容
シニアワーキングさっぽろ2020開催業務企画提案仕様書のとおり
- (2) 提出期限
2020年5月11日(月) 16:00【必着】
- (3) 提出方法
直接提出とする。
- (4) 提出先
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階南側)
- (5) 提出書類及び部数
ア 企画提案提出書(企画提案様式3) 1部
イ 企画提案書 12部
(ア) A4判、片面印刷で20ページ以内(表紙及び目次を除く。)
(イ) 表紙及び目次を除き、ページの通し番号を付すこと。
(ウ) 企画提案書は製本(糊付けまたはホッチキス止め)せずに提出すること。
(エ) 企画提案書の表紙には、提案事業者の名称、事業者の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (6) 提出後の変更
提出された書類は、提出後の差し替え、変更または取消しすることはできない。また返却には応じない。
- (7) 無効の取扱い
次のいずれかに該当する場合には無効とする。
ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、または文意が不明な場合
イ 本実施要領及び企画提案書に従って作成されていない場合
ウ 以下13に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
エ 同一の企業等が2つ以上の企画提案書を提出した場合
オ プロポーザル方式による公正な企画提案を妨げた場合
カ 次に該当する場合
民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第

94条(虚偽表示)または第95条(錯誤)に該当する提案

(8) その他

ア 企画提案を取り下げる場合は、直ちに「取下願」(企画提案様式4)を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

イ 「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

12 書面審査の実施

本事業に企画提案した企業等が5者以上の場合は、以下のとおり企画提案書の書面審査を行い、上位4位までの企画提案を選定し、企画提案書提出企業等に通知するものとする。

なお、書面審査を実施する場合は、「13 企画提案書のプレゼンテーションの実施」「15 選定審査の結果通知及び契約」の日時を変更する場合がある。

(1) 書面審査実施日

2020年5月14日(木)

(2) 実施方法

委員会(持ち回り)による審査とする。

(3) 書面審査項目

以下の項目で審査を行う。なお、応募要件を満たしていない提案は無効とする。

ア 企画提案仕様書との適合性

イ 事業の趣旨、目的との適合性及び特色、工夫

ウ 事業ニーズの高さ

エ 事業の実現性、効果

(4) 書面審査結果の通知

企画提案書提出者全てに、2020年5月15日(金)に審査結果を電話及び書面で通知する。

13 企画提案書のプレゼンテーションの実施

本市の指定する日時に委員会に対し、企画提案書の内容等について、書面審査を通過した事業者、または応募者が5者未満の場合は応募者全員のプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション実施日

2020年5月21日(木)(開始時間については別途連絡する。)

(2) 実施場所

札幌市役所本庁舎地下1階1号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(3) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 企画提案の説明者及び質問の回答者については、常時札幌市内に勤務しており、事業に直接関わる予定の方とする。

ウ 持ち時間は25分間(説明15分間、質疑10分間)とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

エ プレゼンテーションに出席しない企業等の提案は無効とする。

オ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加、プロジェクタ及びパソコンの使用は認めないものとする。

14 選定審査の実施及び審査基準

(1) 選定審査の実施

委員会は、プレゼンテーションの実施後、直ちに審査を行う。

(2) 審査基準

企画提案内容について、次のとおり、企画提案内容に応じた配点と、企画提案全体に対する配点により審査を行う。評価に当たっては重点加算方式で実施する。(合計 100 点)

ア 事業の妥当性について

事業の趣旨・目的に適合しているか。セミナー・体験付き仕事説明会の参加企業数の目標、来場者数の目標は適切か。セミナー・体験付き仕事説明会の内容は適切か。スケジュールは適切かなどについて、総合的に採点する。

イ 事業実施の実現性

実現可能な事業内容か。参加者を集める広報内容、広報スケジュールとなっているか。セミナー・体験付き仕事説明会を実施するための環境(ハード、ソフト面)が整っているか。運営体制が整っているかなどについて、総合的に採点する。

ウ 事業の効果について

事業の実施効果は高いか。本市及びさっぽろ連携中枢都市圏内に事業所を有する企業等に所属する人事・採用担当者及び管理者、概ね 60 歳以上の求職者の積極的な参加が期待できる内容であるか。目標達成のために効果的な取り組みが期待できる内容となっているか、本事業の目的である企業の高齢者採用につながる内容となっているかなどについて、総合的に採点する。

(3) 最低基準点

選定審査に当たっては、最低基準点を定める。

なお、最低基準点は、審査員全員の持ち点合計(審査員 1 人あたり 100 点)の 6 割を最低基準とし、全事業者が最低基準点に達しなかった場合は、選定を行わない。

15 選定審査の結果通知及び契約

選定審査の結果、委員会において基準点以上の得点を得た企業等の中から最も高い評価を受けた 1 者を選定事業者として選定し、得点が同点となった場合は、得点バランス等を総合的に審議し、委員会の協議により決定するものとする。また、企画提案提出事業者が 1 者であっても、最低基準点を満たしている場合は、選定事業者とする。

選定した企業等については決定通知を、落選した企業等には落選通知を送付する。

(1) 通知日(予定)

2020 年 5 月 25 日(月)

(2) 選定結果についての疑義申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日から起算して 3 日(土日・祝日を除く。)以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日から起算して 5 日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、書面により回答する。

ウ 疑義申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課
(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階南側)

(イ) 受付時間

8 : 45 から 17 : 15 まで(土日・祝日を除く。)

(3) 対象業務の委託

ア 原則として、委員会で選定された事業者へ当該業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した事業者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後、契約を締結する。

ウ 選定した事業者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた企業等を選択する。ただし、次点の評価を受けた企業等が基準点に満たない場合は選定しない。

16 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画書等は返却しない。なお、提出された企画書は、札幌市において提出者に無断で使用しない。
- (3) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (4) 企画提案に参加する企業等が不穏な行動をするとき、または、公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。
- (5) 委託業務の一部を第三者に委託し、または、請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に札幌市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (6) 本事業に係る契約については、「契約書(案)」に基づいた内容とする。
- (7) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した企業等を選定事業者として選定する。実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本とし、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側
札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課 高谷、高井

TEL 011-211-2278 FAX 011-218-5130

メール koyou@city.sapporo.jp

<企画提案様式1>

シニアワーキングさっぽろ 2020 開催業務 企画提案に係る

質 問 書

質問者	団体名称	
	連絡先	担当者名 電 話 : F A X : 電子メール :
質問内容		

本事業の企画提案に関する質問については、2020年4月27日(月)16時00分まで【必着】に、必ずこの様式により電子メールまたはFAXで送付してください。電話や口頭での質問は受けません。

送付先 : 札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課 高井

電子メール : koyou@city.sapporo.jp

FAX : 011-218-5130

<企画提案様式2>

企画提案参加意思確認書

年 月 日

(宛先)

札幌市長 秋元 克広

住 所

会社名

代表者

印

(連絡先) 氏 名

電 話

FAX番号又は電子メールアドレス

私は、「シニアワーキングさっぽろ2020開催業務」について、公募型企画提案による事業提案を行います。

本書の提出に当たっては、下記の企画提案募集要領に定める応募資格要件を満たしていることを誓約します。

記

応募資格要件

- (1) 札幌市内に活動拠点(本社又は営業所等)を有しているもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 平成30～32年度札幌市競争入札参加者名簿掲載者であるもの
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- (7) 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされているもの又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされているもの(手続き開始の決定後のものは除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの)に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの
- (9) 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しないもの
- (10) 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しないもの
- (11) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

<企画提案様式3>

シニアワーキングさっぽろ 2020 開催業務 企画提案提出書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

所在地
団体名称
代表者氏名

印

このことについて、次のとおり関係書類を添付して応募します。

1 応募事業者等の概要

担当者	所属・名前	
	連絡先	電 話 : 電子メール :
団体の設立年月日		
代表者の職名・名前		
業 種		
主な事業内容		
従業員数		人
札幌市債権者コード		

2 添付書類

企画提案書 12部

<企画提案様式4>

年 月 日

(宛先) 札幌市長

所在地

団体名称

代表者氏名

印

取 下 願

都合により、2020年 月 日付で提出したシニアワーキングさっぽろ 2020
開催業務に関する企画提案公募に係る提案書を取り下げます。

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 シニアワーキングさっぽろ 2020 開催業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 2 履行期間 | 2020年 月 日から | |
| | 2021年 3月26日まで | |
| 3 契約保証金 | 「免除」又は「金 | 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

2020年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務―第6号様式 役務契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務—第6号様式 役務契約約款

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、別表に定める各月の期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表に定める各月の期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日

役務—第6号様式 役務契約約款

数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することがで

役務―第6号様式 役務契約約款

きないとき。

(4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この

役務—第6号様式 役務契約約款

場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

役務―第6号様式 役務契約約款

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(個人情報の保護)

第16条 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、札幌市個人情報保護条例を遵守しなければならない。また、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別に定める個人情報取扱注意事項を守ることとする。

(その他)

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

役務一第6号様式 役務契約約款

別表

月	支 払 金 額
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
合 計	円

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約を終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。